

独りで悩んで
いませんか？

現代社会においては、複雑で多様な人権侵害が今もなお存在しています。その解決に向けた取り組みを進めていくうえで、本市においては、「一人一人がお互いの人権を尊重し、お互いを認め合うなど、全ての人の人権が尊重されるまちづくり」を推進していくため、亀岡市人権尊重推進条例を令和6年4月1日に施行しました。

自分独りで抱えている悩みを人に話すことは勇気があることですが、市役所にはその悩みを一緒に解決していくための専門の相談窓口があります。

今回は、本市で設置している相談窓口等について、一部ご紹介します。

特設人権相談【☎25-5018】

○と き:原則毎月第2・第4月曜日

○時 間:13:30～16:30

○場 所:亀岡市役所 会議室

○備 考:対面相談のほか、電話相談にも応じます。また、相談員は、「人権擁護委員法」に基づいて法務大臣から委嘱された

民間人で、法務局や市町村の公共施設で、地域の皆さんからの相談を受けています。女性や子ども、高齢者、障がいのある人の人権など、さまざまな人権問題に関する相談に応じます。

～国や京都府が設置している相談窓口について～

【みんなの人権 110 番】(☎0570-003-110) 受付時間:平日 8:30～17:15

【京都府人権特設相談】(☎24-8430) 受付時間:奇数月の第1木曜日(祝日を除く)13:00～16:00

場 所:南丹広域振興局亀岡総合庁舎

<対 象>日常生活の中で人権侵害(差別、偏見、いじめ、虐待、インターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチ、性的マイノリティであることを理由とした嫌がらせなど)を受けたなど

女性の相談室

○フェミニストカウンセリング

【亀岡市総合福祉センター】

毎月第3木曜日・偶数月の第1土曜日

①10:30～ ②11:30～ ③12:30～

○法律相談【亀岡市総合福祉センター】

毎月第2木曜日

①13:30～ ②14:10～ ③14:50～

偶数月の第4木曜日

①18:00～ ②18:40～ ③19:20～

○一般相談【人権啓発課(市役所内)】

月曜日～金曜日(電話相談・窓口相談)

予約・一般相談電話

【☎25-7171】

受付時間:月～金曜日

10:00～16:00

亀岡市 LGBTQ+相談窓口【☎25-5075】

○と き:原則奇数月1回

5月17日(土)	①14:00～	②15:00～(終了)
7月19日(土)	①14:00～	②15:00～(対面)
9月17日(水)	①18:00～	②19:00～(オンライン)
11月19日(水)	①18:00～	②19:00～(対面)
1月18日(日)	①14:00～	②15:00～(対面)
3月15日(日)	①14:00～	②15:00～(オンライン)

○場 所:亀岡市総合福祉センター

○備 考:LGBTQ+の当事者やそうかもしれないと感じている人、その人たちを取り巻く家族や友人、職場・学校関係者など
どなたでもご相談ができます。

KAMEOKA

LGBTQ+

多様なハートを受け止めよう

人権侵害を受けていたとしても、「人権侵害である」という認識が不足していると、被害が大きくなることにもつながります。日常生活の中で、「家族や身近な人との関係がうまくいかない」、「自分の悩みは人権侵害かもしれない」と思ったら、独りで悩まず、気軽にご相談ください。

※緊急の場合は、110番通報してください。